

令和5年第1回定例会

請願調査一覧表

保健福祉医療委員会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果																																								
5 年 第 2 号	5 . 3 . 3	<p>介護保険制度の改善を求める請願</p> <p>日頃より市民のいのちと健康をまもるために日夜を問わず奮闘していることに敬意を表す。</p> <p>介護保険は施行 22 年を経過した。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりである。介護事業所では、深刻な人手不足と、低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させている。</p> <p>政府は、介護保険見直しの検討を進めている。利用率 2 割・3 割負担の対象者拡大、要介護 1、2 のサービス削減など、負担増と給付削減の提案が目白押しである。利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、認めることはできない。</p> <p>2022 年 2 月から新たな介護従事者の処遇改善が開始されている。しかし全産業平均給与との差を埋めるには程遠い水準であり、ケアマネ、訪問看護師、福祉用具相談員などが対象から外されているなど職場に混乱と分断をもちこむ内容である。10 月からは介護報酬に組み込むとされており、新たな利用料負担が発生する。また、政府はテクノロジー機器の導入と引き替えに、職員の配置基準を大幅に引き下げようとしている。人手不足を解消して行き届いた介護を実現するためには、介護報酬を引き上げて処遇を改善し、介護従事者を大幅に増やして一人夜勤をなくし複数にすること、人員配置基準の引き上げこそ必要である。</p> <p>コロナ感染対策強化として、検査・ワクチン体制の整備、在宅・施設での陽性者・クラスター対応への支援、事業所に対する公費による減収補填などが求められる。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづく国に対する意見書を決議してもらえよう請願する。</p> <p>[請願項目]</p>	茨城県社会保障推進協議会 代表委員 瀧澤 利行 外 1 名	江 尻 加 那	<p>1 介護保険サービスの利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護 1、2 の生活援助などの保険ははずしなどの見直しを行わない。</p> <p>現況</p> <p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして 2000 年から開始されたが、現在の本県の高齢化率は 30% を超え、寝たきりや認知症などの介護サービスを必要とする要介護・要支援認定者は、制度開始時の約 3.8 倍、特に軽度（要支援 1・2、要介護 1・2）割合が大きく伸びており、介護給付費は、約 3.6 倍になっている。</p> <p>一方、第 1 号保険者（65 歳以上）の支払う、月額保険料は、2 倍以上になっている。</p> <p>ア 要介護・要支援認定者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要介護度</th> <th>平成 12 年 4 月</th> <th>令和 4 年 4 月</th> <th>当初比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1・2 要介護 1・2</td> <td>17,736 人</td> <td>84,633 人</td> <td>477.2%</td> </tr> <tr> <td>要介護 3～5</td> <td>17,074 人</td> <td>49,495 人</td> <td>289.9%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>34,810 人</td> <td>134,128 人</td> <td>385.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 年間介護給付費</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 12 年度</th> <th>令和 2 年度</th> <th>当初比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>548 億円</td> <td>1,982 億円</td> <td>361.7%</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>3 兆 2,291 億円</td> <td>9 兆 5,960 億円</td> <td>297.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 1 号保険者月額平均保険料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 12 年度</th> <th>令和 4 年度</th> <th>当初比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県</td> <td>2,393 円</td> <td>5,485 円</td> <td>229.2%</td> </tr> <tr> <td>全 国</td> <td>2,911 円</td> <td>6,014 円</td> <td>206.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げる。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行う。</p> <p>(1) 介護職員の賃金及び処遇改善</p> <p>令和 3 年 9 月に開催された国の「全世代型社会保障構築会議（第 1 回）・公的価格検討委員会（第 1 回）合同会議資料によると、全労</p>	要介護度	平成 12 年 4 月	令和 4 年 4 月	当初比	要支援 1・2 要介護 1・2	17,736 人	84,633 人	477.2%	要介護 3～5	17,074 人	49,495 人	289.9%	合 計	34,810 人	134,128 人	385.3%		平成 12 年度	令和 2 年度	当初比	茨城県	548 億円	1,982 億円	361.7%	全 国	3 兆 2,291 億円	9 兆 5,960 億円	297.2%		平成 12 年度	令和 4 年度	当初比	茨城県	2,393 円	5,485 円	229.2%	全 国	2,911 円	6,014 円	206.6%
要介護度	平成 12 年 4 月	令和 4 年 4 月	当初比																																										
要支援 1・2 要介護 1・2	17,736 人	84,633 人	477.2%																																										
要介護 3～5	17,074 人	49,495 人	289.9%																																										
合 計	34,810 人	134,128 人	385.3%																																										
	平成 12 年度	令和 2 年度	当初比																																										
茨城県	548 億円	1,982 億円	361.7%																																										
全 国	3 兆 2,291 億円	9 兆 5,960 億円	297.2%																																										
	平成 12 年度	令和 4 年度	当初比																																										
茨城県	2,393 円	5,485 円	229.2%																																										
全 国	2,911 円	6,014 円	206.6%																																										

- 1 介護保険サービスの利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、要介護1、2の生活援助などの保険はずしなどの見直しを行わない。
- 2 全額公費により、すべての介護従事者の給与を全産業平均水準まで早急に引き上げる。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行う。
- 3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化する。
- 4 介護保険料や利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行う。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げる。

働者の月額給与は35万2千円であるのに対し、介護分野の職員の月額給与は29万2千円と、5万9千円の差が生じている。

ア 介護職員の月額賃金水準について

職 種	平成24年度	平成28年度	令和2年度
福祉施設介護員	25.5万円	26.7万円	29.3万円
全産業	35万円	36.3万円	35.2万円

イ 処遇改善加算の種類

①介護職員処遇改善加算(平成24年4月～)

対象:介護職員のみ

要件:キャリアパス、職場環境等要件を満たすこと

②介護職員等特定処遇改善加算(令和元年10月～)

対象:経験・技能のある介護職員、その他介護職員、その他職種介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定

③介護職員等ベースアップ等加算(令和4年10月～)

対象:介護職員。ただし、事業所の判断で、他の職員も可能

要件:加算額の2/3以上を月額支給額で支払うこと

(2) 特別養護老人ホームの人員配置基準

厚生労働省令に基づき県条例により以下のとおり規定している。

ア 従来型施設

全体	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えた数以上	
昼間	常時1以上の常勤の介護職員を配置	
夜間	利用者数25人以下	1人以上
	利用者数26～60	2人以上
	利用者数61～80	3人以上
	利用者数81～100	4人以上
	利用者数101人以上	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えた数以上

イ ユニット型施設

全体	介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1を加えた数以上	
昼間	各ユニット※に常時1以上の常勤の介護職員を配置	
夜間	2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置	

※ 1ユニットの定員は原則10人

				<p>3 利用者が安心して介護を受けることができ、介護事業所・従事者が不安なく介護を提供できるよう、新型コロナウイルス感染症対策を強化する。</p> <p>介護施設感染拡大防止事業</p> <p>感染者、濃厚接触者が発生した介護施設等に対し、サービスを継続するためのかかり増し経費や、医療機関の負担軽減を図るための施設内療養費用を支援している。</p> <p>ア サービス継続に係るかかり増し経費</p> <table border="1" data-bbox="1424 483 2036 702"> <tr> <td>補助先</td> <td>・感染者・濃厚接触者が発生した施設等 ・居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業</td> </tr> <tr> <td>補助対象</td> <td>・消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 ・衛生用品の購入費用等</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>施設種別ごとに設定 ・デイサービス1事業所あたり462千円 ・特別養護老人ホーム 38千円×入居定員 等</td> </tr> </table> <p>イ 施設内療養費</p> <table border="1" data-bbox="1424 735 2036 802"> <tr> <td>補助先</td> <td>施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>施設内療養者一人あたり原則10万円（最大30万円）</td> </tr> </table> <p>4 介護保険料や利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行う。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げる。</p> <p>(1) 介護保険の財源</p> <p>介護保険の運営に必要な財源は、公費で50%（国25%、都道府県12.5%、市町村12.5%）、残りを介護保険加入者（65歳以上の第1号保険者23%、40～64歳の第2号保険者27%）が保険料として負担している。</p> <p>・介護保険の負担割合</p> <table border="1" data-bbox="1442 1189 2036 1299"> <tr> <td>公費</td> <td>市町村</td> <td>都道府県</td> <td>国</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td>12.5%</td> <td>12.5%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>保険料</td> <td colspan="2">第1号保険者</td> <td>第2号保険者</td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td colspan="2">(65歳以上)23%※</td> <td>(40～64歳)27%※</td> </tr> </table> <p>※ 第1号保険者と第2号保険者の負担は、人口比に基づき設定</p> <p>(2) 介護サービス費の利用者負担割合と利用者負担限度額等</p> <p>介護サービスを利用した場合、利用者の所得金額に応じ1～3割を負担し、残りは介護保険から給付される。</p>	補助先	・感染者・濃厚接触者が発生した施設等 ・居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業	補助対象	・消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 ・衛生用品の購入費用等	補助基準額	施設種別ごとに設定 ・デイサービス1事業所あたり462千円 ・特別養護老人ホーム 38千円×入居定員 等	補助先	施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）	補助額	施設内療養者一人あたり原則10万円（最大30万円）	公費	市町村	都道府県	国	50%	12.5%	12.5%	25%	保険料	第1号保険者		第2号保険者	50%	(65歳以上)23%※		(40～64歳)27%※
補助先	・感染者・濃厚接触者が発生した施設等 ・居宅訪問し代替サービスを提供した通所系サービス事業																													
補助対象	・消毒・清掃費用、割増賃金・手当、宿泊費等 ・衛生用品の購入費用等																													
補助基準額	施設種別ごとに設定 ・デイサービス1事業所あたり462千円 ・特別養護老人ホーム 38千円×入居定員 等																													
補助先	施設内療養を行った介護サービス施設（入所系）																													
補助額	施設内療養者一人あたり原則10万円（最大30万円）																													
公費	市町村	都道府県	国																											
50%	12.5%	12.5%	25%																											
保険料	第1号保険者		第2号保険者																											
50%	(65歳以上)23%※		(40～64歳)27%※																											

また、在宅と施設利用者の公平性の観点から、介護保険料とは別に、所得に応じて居住費と食費を負担することとなっており、所得の低い方は、負担の限度額が定められ、限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として、介護保険から支払われる。

ア 介護サービス費の利用者負担割合

年金収入等	280万円未満	280万円以上	340万円以上
負担割合	1割	2割	3割
利用者割合	91.8%	4.6%	3.6%

イ 特別養護老人ホームの利用者負担段階・限度額（日額）

利用者負担限度額	居住費			食費の限度額
	ユニット型 個室	従来型 個室	従来型 多床室	
第1段階	820円	320円	0円	300円
第2段階	820円	420円	370円	390円
第3段階①	1,310円	820円	370円	650円
第3段階②				1,360円
基準費用額	2,006円	1,171円	855円	1,445円

※ 限度額を超えた分は、特定入所者介護サービス費として介護保険から施設に支払われる

ウ 軽減対象者の段階

利用者負担段階	対象者	預貯金等 資産要件
第1段階	世帯全員 ^{※1} が住民税非課税 生活保護受給者	単身で 1000万円 以下 ^{※2}
第2段階	世帯全員 ^{※1} が住民税非課税で、 前年合計所得金額が80万円以下	単身で 650万円 以下 ^{※2}
第3段階①	世帯全員 ^{※1} が住民税非課税で、 前年合計所得金額が80万円超120 万円以下	単身で 550万円 以下 ^{※2}
第3段階②	世帯全員 ^{※1} が住民税非課税で、 前年合計所得金額が120万円超	単身で 500万円 以下 ^{※2}

※1 世帯分離している配偶者を含む。

※2 夫婦世帯は、1000万円が配偶者の上乗せ分となる。